

## 「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 横浜市医療局病院経営本部入札参加資格審査・業者選定委員会要綱（以下、「要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市医療局病院経営本部委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領の定めるものとする。

### (プロポーザル参加条件)

第2条 プロポーザルに参加を申込みできる者は、単独事業者とし、参加条件は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有すること。
- (2) 令和5・6年度横浜市の一般競争入札参加有資格者名簿（物品・委託等）において「事務・業務の委託」に登録が認められており、かつ細目C「医療事務」に登録が認められている者であること。ただし、上記にかかわらず、「参加意向申出書」を提出した時点で、上記種目について申込み中であり、受託候補者を決定する期日までに登録の完了が見込まれる場合にはこの限りではない。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までにおいて、横浜市医療局病院経営本部指名停止等措置要綱（平成17年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 令和2年度から令和5年度までの間、病床数が300床以上の病院で、医療事務に関する受託の実績を有し、かつ、当該実績を証明できる書類（契約書及び仕様書等）の写しを提出することができる者であること。

### (実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 会社概要
- (2) 業務受託実績
- (3) 従事者の資格及び経験

- (4) 当該業務の従事者配置計画、組織図
  - (5) 人材確保及び教育研修の考え方、体制・育成計画
  - (6) 緊急時・非常時の体制
  - (7) 患者サービス向上の考え方
  - (8) レセプト点検並びに返戻、査定防止の考え方・取組・体制（査定率の目標値を含まず）
  - (9) レセプト請求精度向上の考え方・取組・体制
  - (10) 未収金の発生防止と回収への取組・体制
  - (11) 個人情報保護及び情報セキュリティの考え方・取組・体制
  - (12) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
  - (13) その他、追加提案
- 2 このほか提案書作成に係る詳細な内容については、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託提案書作成要領」に定めるものとする。

（評価）

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務受託実績
  - (2) 従事者の業務実績及び取得資格
  - (3) 業務執行の体制及び人材確保・育成計画
  - (4) 業務内容の妥当性・実現性等（患者サービス向上、診療報酬請求業務、未収金対策、病院経営、その他）
  - (5) セキュリティ対策
  - (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組
  - (7) 業務受託への取組意欲
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 このほかプロポーザルの評価にあたっての詳細については、「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医事業務委託」提案書評価基準に定める。

（プロポーザル評価委員会）

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) 提案者に対するヒアリング
- 2 評価委員会の構成は、以下のとおりとする。
- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 委員長  | 脳卒中・神経脊椎センター管理部長          |
| 副委員長 | 脳卒中・神経脊椎センター総務課長          |
| 委員   | 脳卒中・神経脊椎センター看護部副看護部長      |
| 委員   | 脳卒中・神経脊椎センター医事課長          |
| 委員   | 脳卒中・神経脊椎センター情報管理・システム担当係長 |

委員 脳卒中・神経脊椎センター物品管理係長

委員 市民病院医事課長

- 3 委員長に事故等があるとき又は欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を横浜市医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 入札参加資格審査・業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行する。